

振動規制法 特定建設作業の種類

特定建設作業について (振動規制法施行令別表第2)

1	くい打機 (もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機 (油圧式を除く) 又はくい打くい抜機 (圧入式を除く) を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを越えない作業に限る)
4	ブレーカー (手持式を除く) を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを越えない作業に限る)